

## ・ 障害認定日とは

病気やけがによって初めて医師等の診療を受けた日（初診日）から1年6ヵ月たった日、または1年6ヵ月たたない間に治った（症状が固定した）日のことです。

原則は、（初診日）から1年6ヵ月たった日ですが、次の施術を受けたときは特例として1年6ヵ月を待たずに障害年金の請求ができます。

### 《障害認定日の特例》

人工透析療法を行なっているとき
・ 透析開始から3月を経過した日
人工骨頭または人工関節を挿入置換したとき
・ 挿入置換の日
心臓ペースメーカー、ICD（植込み型除細動器）または人工弁を装着したとき
・ 装着した日
人工肛門または新膀胱の造設、尿路変更術を施術したとき
・ 造設または施術した日
切断または離断したとき
・ 切断または離断した日（障害手当金は傷口が治った日）
咽頭全摘出をしたとき
・ 全摘出の日
在宅酸素療法を行なっているとき
・ 在宅酸素療法を開始した日
脳血管疾患による運動機能障害が初診日から6ヵ月経過後に症状固定したとき
・ 症状固定日
人工血管または人工心臓の装着、または心臓移植の施術を受けたとき
・ 装着または施術の日

初診日から1年6ヵ月たった日より後に施術を受けたときは、原則どおりの障害認定日です。

初診日の確定は、障害年金請求への第一歩です。この日が確定しなければ障害認定日が確定しないため、年金の受給に結びつきません。

あきらめずに一緒に探してみませんか。ぜひ当事務所へお気軽にご相談ください。